

しあわせは みんなの願い!



毎年8月は
人権尊重社会をめざす
県民運動強調月間です

北本市

だれもが大切なひとりでです

子どもの人権



子どもの人権を守ろう

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもを巡る問題も複雑、多様化しています。こうした中、児童虐待の通告件数が増加し、深刻な問題となっています。また、いじめや教師等による体罰などの問題や、インターネットを通じて子どもが犯罪に巻き込まれる事態も生じています。子どもたちが安心して健やかに成長できる社会を作りましょう。

女性の人権



性別に関わりなく活躍できる社会へ

人々の意識や行動、習慣などの中には、いまだに、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識などが見受けられます。また、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為など、男女共同参画社会の実現を妨げる人権侵害も発生しています。性別に関わらずお互いを尊重し、協力しあえる社会をつくりましょう。

部落差別（同和問題）



人によって作られた差別は人がなくさなくてははいけません

部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度により、今なお、国民の一部の人々が様々な差別を受けている、わが国固有の人権問題です。差別的な発言やインターネットに書き込みがされるなど、いまだ課題として残っています。このような差別をなくすためには、一人一人が同和問題を正しく理解し、差別意識の解消に取り組む必要があります。

外国人の人権



人権に国境はありません

外国人の方々は、人種や言語、習慣等の違いからくる偏見や誤解などにより、人権に関わる様々な問題にぶつかることがあります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動である「ヘイトスピーチ」が、社会的問題となっています。同じ地域で暮らす一員として、お互いを尊重し、助け合うことが重要です。

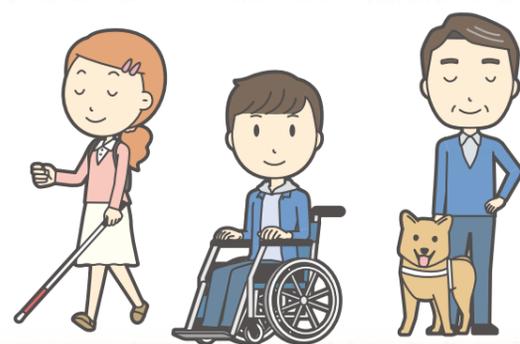
高齢者の人権



豊かな高齢社会の実現を目指しましょう

高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財政面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売や財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。また、高齢者を年齢などにより一律に弱者とみるような誤った理解が、偏見や差別を生んでいます。高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもち、安心して暮らせる社会を目指しましょう。

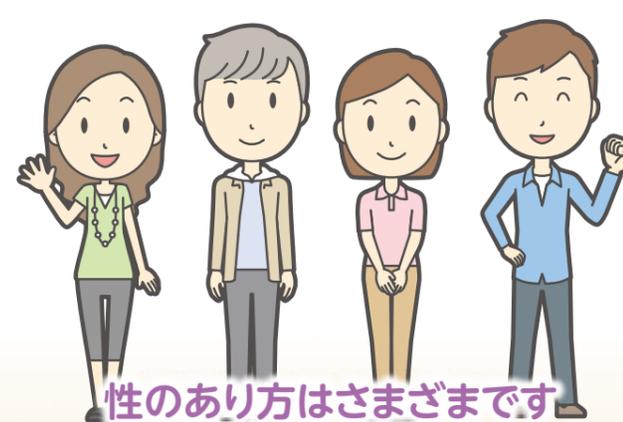
障がいのある人の人権



障がいのある人の社会参加を妨げていませんか

車椅子での乗車やアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障がいのある人の人権についての理解は十分とは言えない状況です。社会の全ての人々が障がいのある人について十分に理解し、人権を尊重していくことが求められています。誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、暮らしていける社会を目指しましょう。

性的マイノリティの人権



性のあり方はさまざまです

性的マイノリティ(性的少数者)であることを理由に、職場・学校・地域などの社会生活において、偏見や差別、ハラスメントなどの人権侵害を受け、苦しんでいる人がいます。性のあり方は一人一人異なります。性的マイノリティに関する正しい知識を身につけ、偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会を実現しましょう。

さまざまな人権



身のまわりにある人権問題を考えましょう

私たちの周りには感染症、ハンセン病患者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人など様々な人権問題があります。また、インターネット上において、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの人権侵害が起きています。様々な人権問題を自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとることが大切です。

人権擁護委員による人権相談

場所 北本市文化センター 3階 第3会議室

時間 原則毎月第4火曜日 午後1時30分～午後3時30分

※詳細については、市広報または市ホームページをご覧ください。



人権相談
ホームページ

きたもと子どもの権利相談 とまちゃんち

場所 北本市役所 2階 人権推進課

時間 月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前10時30分～午後6時

方法 電話、会って話す、手紙、相談フォーム

電話 **0120-0874-56** (子ども専用・通話無料)
048-590-5011



相談フォーム

みんなの人権110番(法務省・全国共通人権相談ダイヤル)

電話 **0570-003-110**

受付時間 平日/午前8時30分～午後5時15分

外国語人権相談ダイヤル(法務省・全国共通)

(Foreign-language Human Rights Hotline)

電話 **0570-090911**

受付時間 平日/午前9時～午後5時

(Service Hours Weekdays 9:00am-5:00pm)



インターネット 人権相談受付窓口



<http://www.jinken.go.jp>

インターネット人権相談

北本市パートナーシップ宣誓制度の自治体間の連携について

令和7年4月より、大阪府主導の「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」へ加入しました。これにより、宣誓者が連携自治体間で転居する場合、手続きや書類の一部を簡略化することができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」について

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和4年7月8日に施行されました。この条例は、法(※)の基本理念にのっとり、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって差別のない社会を実現することを目的としています。

※部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

詳しくは埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/douwamondai/jyoureinituite.html>



埼玉県
ホームページ

令和7年(2025年)8月1日発行

北本市総務部人権推進課 人権推進・男女共同参画担当 電話594-5506(直通)



北本市は地球環境に配慮した取り組みを進めています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。